

特許検索サービス「SRPARTNER」利用規約

お客様（以下「甲」という。）と株式会社日立システムズ（以下「乙」という。）は、次のとおり特許検索サービス「SRPARTNER」利用規約（以下「本規約」という。）を締結します。

なお、甲は、本規約の締結にあたり契約者としての地位を有しなければならないものとし、甲が契約者の地位を有しない場合又は契約者の地位を失った場合、本規約は効力を失うものとします。

契 約 条 項

第1章 総 則

（本規約の趣旨）

- 第1条 乙は、甲に対し、本規約に定める条件に基づいて、特許検索サービス「SRPARTNER」（以下「本件サービス」という。）を提供し、これに対し、甲は、対価を支払うものとします。
2. 本件サービスの詳細は、本規約に付属の本件サービス仕様書において定めるとおりとします。
 3. 乙は、本規約及び本件サービス仕様書の定めに従い、本件サービスを提供するものとします。
 4. 本規約の定めと本件サービス仕様書の定めが抵触する場合、本件サービス仕様書の定めが優先して適用されるものとします。

（定 義）

第2条 本規約における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 本件サービスとは、本規約に基づき、乙が、甲に対して提供する別紙「特許検索サービス「SRPARTNER」サービス仕様書」（以下「本件サービス仕様書」という。）所定のサービス商品からなるサービスをいうものとします。
- (2) 本件サービスの利用とは、甲が、クライアントにおいて、クライアントソフトを使用して、サービス商品の提供する機能を利用することをいうものとします。
- (3) サーバとは、乙が本件サービスを提供するために使用するサーバソフトがインストールされている電子計算機であって、乙又は第36条所定の第三者が管理するものをいうものとします。
- (4) サーバソフトとは、乙が本件サービスを提供するためにサーバにインストールし、実行し、甲にアクセス回線を通じて接続させ、利用させる乙又は第三者が権利を有するコンピュータプログラムをいうものとします。
- (5) サーバデータとは、甲がサーバに記録したデータ及び当該データのサーバソフトによる処理結果をいうものとします。
- (6) サーバネットワークとは、乙が本件サービスの用に供するサーバその他のハード、サーバソフト、サーバデータ等を保管する施設内に設置されている電気通信回線をいうものとします。
- (7) クライアントとは、本件サービス仕様書所定の条件を満たす甲が管理する電子計算機であって、甲が本件サービスを利用するために使用するものをいうものとします。
- (8) クライアントソフトとは、本件サービス仕様書所定の条件を満たすコンピュータプログラムであって、甲が本件サービスを利用するためにクライアントにインストールし、実行し、使用する乙又は第三者が権利を有するものをいうものとします。
- (9) アクセス回線とは、クライアント及びサーバネットワークを接続するために、甲が電気通信事業者から提供を受けて使用する電気通信回線をいうものとします。

（本規約の締結）

第3条 本規約は、甲が、乙所定の利用申込書を乙に提出し、乙がこれに対し乙所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、甲は本規約の内容を承諾の上、この申込みを行うものとし、甲が申込みを行った時点で、乙は、甲が本規約の内容を承諾しているものとみなします。

2. 乙は、前項その他本規約の規定にかかわらず、甲が本件サービスの利用者として適当ではないと乙が認めた場合、本規約を締結しないことができます。

(遂行責任者の選任)

第4条 本件サービスに係る甲の遂行責任者は、乙所定の利用申込書に記載された本規約の契約者とし、甲から乙への連絡は、甲の遂行責任者が行うものとします。

(通知)

第5条 乙から甲への通知は、特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は乙のホームページに掲載するなど、乙が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、乙から甲への通知を電子メールの送信又は乙のホームページへの掲載の方法により行う場合には、甲に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

(届出事項の変更)

第6条 甲は、その商号もしくは名称、本店所在、連絡先その他利用申込の甲にかかわる事項に変更があるときは、乙の定める方法により変更予定日の10日前までに乙に通知するものとします。

2. 乙は、甲が前項に従った通知を怠ったことにより甲が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

3. 甲は、第3条第1項の利用申込書で届け出た、契約ID数、契約期間、支払方法その他契約内容に関する事項に変更があるときは、乙所定の利用変更申込書を乙に提出するものとします。乙がこれに対し、乙所定の方法により承諾の通知を発信したときに当該変更が成立するものとします。

第2章 本件サービスの利用条件等

(本件サービスの利用条件)

第7条 甲は、本規約において乙が認めた利用範囲内で、自らの社内業務のために、本件サービスを利用することができるものとします。本件サービスの利用可能時間その他の利用条件等の詳細については、本件サービス仕様書において定めるものとします。

2. 本規約において乙が認めた利用範囲内で、甲が本件サービスを利用していることを確認するため、乙は必要な調査を行うことができるものとし、甲はこれに応ずるものとします。

3. 本規約に定めのないサービスの提供を希望する場合、甲は乙と協議の上、別途契約を締結するものとします。

(初期設定サービス)

第8条 第13条所定のID等の発行の都度、甲は、乙に対し、サーバその他の環境設定サービス（以下「初期設定サービス」という。）を委託するものとします。初期設定サービスに関する詳細は、本件サービス仕様書において定めるものとします。

2. 初期設定サービスには、「初期設定サービス条項」の定め及び本規約の定め（ただし、その性質上、初期設定サービスに適用が困難な条項を除く。）が適用されるものとします。なお、当該初期設定サービス条項の定めと本規約の定めが抵触した場合、当該初期設定サービス条項の定めが優先して適用されるものとします。

(クライアント及びクライアントソフト)

第9条 甲は、自らの責任及び負担において、本件サービス仕様書所定の条件を満たすクライアント及びクライアントソフトを調達し、本件サービス仕様書記載の内容に従い、本件サービスを利用するために必要な設定を行うものとします。甲が、乙に対し、この設定に関する業務を委託する場合には、甲は乙と協議の上、別途契約を締結するものとします。

(アクセス回線)

第10条 本件サービスの利用に際し、甲は、自らの責任及び負担において、本件サービス仕様書所定の条件を満たすアクセス回線を利用するものとします。甲が、乙に対し、アクセス回線の提供を委託する場合には、甲は乙と協議の上、別途契約を締結するものとします。

(禁止事項)

第11条 甲は、本件サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。

- (1) 乙が書面により承諾した場合を除き、有償又は無償を問わず、本件サービスを甲の従業員以外の者に利用させること
- (2) 本件サービスを法令又は公序良俗に反する目的で利用すること
- (3) サーバソフト等の著作権その他の知的財産権を侵害すること
- (4) 乙の本件サービスの運営に支障を及ぼす行為又はそのおそれがある行為をすること

(不適正情報の削除)

第12条 乙は、甲が本件サービスに登録又は提供した情報が、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、甲に通知することなく、当該情報を削除することができるものとします。ただし、乙は、当該情報に関する削除義務を負うものではありません。

- (1) 前条第2号乃至第4号のいずれかに該当する情報
- (2) その他乙が合理的理由により削除の必要があると判断した情報

2. 本条の規定に従い前項各号所定の情報を削除したこと、又は当該情報を削除しなかったことにより甲に発生した損害について、乙は一切の責任を負いません。

(ID等の管理責任)

第13条 甲は、乙から本件サービスを利用するために必要なID及びパスワード(以下「ID等」という。)の発行を受けた場合、甲は、本件サービスを利用するためにのみ当該ID等を使用するものとし、当該ID等が第三者(本件サービスを利用する権限のない甲の従業員を含む。以下、本条において同じ。)に開示又は漏洩することがないように善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

2. 甲の責めに帰すべき事由により、ID等が第三者に開示又は漏洩した場合、甲は直ちに、乙へ連絡するものとします。また、当該第三者がID等を用いて、本件サービスを利用した場合、甲による利用とみなすものとします。

3. 前項の第三者による利用に関し、甲に損害が生じた場合であっても、乙は、一切の賠償責任を負わないものとします。

(秘密情報の取扱い)

第14条 甲及び乙は、次項に定める方法で、相手方から秘密と指定して開示された情報(以下「秘密情報」という。)を、次の各号の定めに従い取り扱うものとします。

- (1) 善良なる管理者の注意をもって秘密に保持するものとし、事前に相手方の文書による承諾を得ることなく第三者(第36条の定めに基づき乙が本件サービスの遂行を委託する第三者を除きます。)に開示しないこと。

- (2) 本規約の目的の範囲内でのみ使用、複製及び改変すること。
 - (3) 本規約の終了後又は相手方から求められた場合速やかに相手方に返却又は自らの責任で消却すること。
(秘密情報の複製物及び改変物も同様とします。)
2. 甲及び乙は、前項に定める秘密情報としての取扱いを要する情報を相手方に開示する場合、次の各号に定める方法でこれを行うものとします。
 - (1) 文書で開示する場合、「Confidential」等の秘密である旨を表示して相手方に提供開示すること。
 - (2) 電子記録媒体で開示する場合、当該電子記録媒体の表面上に前号の表示を付すとともに、当該電子記録媒体に電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいいます。以下同様とします。）により前号の表示を記録することが技術的に可能な場合は、電磁的方式により前号の表示を記録し、相手方に開示すること。
 - (3) 電子メールで開示する場合、本文等に第1号に定める表示をし、相手方に開示すること。（電子メールにファイル等が添付されている場合、当該ファイル等についても同様とします。）
 - (4) 口頭で開示する場合、開示の際、当該情報が秘密情報としての取扱いを要するものである旨を相手方に告げ、当該口頭による開示後10日以内に、前各号に定めるいずれかの方法により相手方に開示すること。
 3. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外するものとします。
 - (1) 相手方から開示される前に既に受領当事者が保有していた情報。
 - (2) 相手方から開示された秘密情報によることなく、受領当事者が独自に開発した情報。
 - (3) 公知の情報。
 - (4) 受領当事者が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報。
 4. 本条第1項の定めにかかわらず、受領当事者は、法令等に基づき、秘密情報の開示を義務付けられた場合、当該義務の範囲で秘密情報を開示することができるものとします。ただし、当該開示を行うに当たっては、必要最小限の範囲で開示するものとし、事前に（緊急止むを得ない場合には、事後速やかに）開示者に対して当該開示について通知するものとします。
 5. 第1項に加え、乙は、サーバデータのうち、甲が入力した「検索式情報」及び「予約検索式情報」を秘密情報として取扱う義務を負うものとします。なお、「検索式情報」及び「予約検索式情報」の範囲は、本件サービス仕様書において定めるものとします。
 6. 第1項に加え、甲は、サーバソフトを秘密情報として取り扱う義務を負うものとします。
 7. 第1項及び第4項の定めは、本規約の終了後3年間、前項の定めは存続すべき合理的な期間、有効に存続するものとします。

（個人情報の取扱い）

- 第15条 乙は、甲から預託を受けた甲の個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該個人情報を第三者に開示してはならないものとします。ただし、乙は第36条所定の第三者に対し、当該個人情報を開示できるものとし、甲はこれを承諾します。
2. 甲から預託を受けた個人情報について、乙は本規約の目的の範囲及びサービス向上の為、アンケート等に使用し、複製することができるものとします。
 3. 乙は、本規約の終了後速やかに個人情報（複製物、改変物を含む）を、甲に返却又は自らの責任で消却するものとします。
 4. 本規約の終了後も、第1項の定めは3年間、有効に存続するものとします。

（第三者ソフトの利用）

- 第16条 乙がサーバソフトとして乙以外の者が権利を有するソフト（以下「第三者ソフト」という。）を使用する場合であって、別途、甲乙間で、使用許諾契約等の締結が必要な場合、甲及び乙は、第三者ソフトをサーバソフトとして使用するために必要な措置を講ずるものとします。

(本件サービスの回復及び再開時の措置)

第17条 本件サービスの全部又は一部が停止し、乙が甲に対し、その再開のために必要な協力を求めた場合、甲は速やかにこれに応ずるものとします。

第3章 料金及び支払方法

(サービス料金)

第18条 本件サービスの料金並びに消費税及び地方消費税（以下「本件サービス料金等」という。）は、乙所定の利用申込書に定めるとおりとします。

2. 甲は、乙に対し、暦の月ごとに本件サービス料金等を支払うものとします。

3. 本件サービスの開始日又は解約日が月の途中である場合、本件サービス料金等の取扱いは、次の各号の定めによるものとします。

(1) 本件サービスの開始日が月の途中である場合、翌月1日分から課金。

(2) 本件サービスの解約日が月の途中である場合、当該月の末日分まで課金。

(サービス料金等の支払い方法)

第19条 乙は、甲に対し、当月の本件サービス料金等を当月所定の期日までに請求するものとします。 2.

甲は、乙所定の利用申込書に定める方法により前項に定める本件サービス料金等を支払うものとします。 3. 理由の如何にかかわらず、乙は甲に対し、甲が乙に支払った本件サービス料金等に関し、一切の払い戻しを行いません。

(サービス料金不払時の措置)

第20条 正当な理由を記載した文書による申し出をすることなく、甲が本件サービス料金等の支払期日を1ヶ月経過しても支払わなかった場合、乙は甲に対して、事前に通知した上で、本件サービスの全部又は一部を停止することができるものとします。

2. 甲が乙に対し、所定の支払期日までに本件サービス料金等を支払わなかった場合、甲は乙に対し、年利14.6%の割合で遅延損害金を支払うものとします。

(サービス料金の変更)

第21条 経済情勢、公租公課等の変動により本件サービス料金等が不相当となり変更の必要が生じたときは、第40条に従い本件サービス料金を変更することができるものとします。

2. 本件サービス料金が暦月の途中で変更された場合、変更された本件サービス料金は、翌月の初日から適用されるものとします。

第4章 責任の制限

(防御措置)

第22条 乙は、第三者によるサーバデータの毀棄又は改変、サーバへの不正な接続等を防御するため、サーバ等に本件サービス仕様書所定の防御措置を講ずるものとします。

2. 前項に基づく防御措置により防御できない方法を用いて第三者がサーバに接続等を行ったことにより甲に損害が発生した場合、乙は一切の責任を負わないものとします。

(保守等による本件サービスの一時停止)

第23条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、5営業日前までに甲の遂行責任者へ文書又は電子メールによって通知することにより、本件サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。

ただし、緊急かつやむを得ないと乙が判断した場合は、事前に甲に通知することなく、本件サービスの全部又

は一部を一時的に停止することができるものとします。

- (1) 本件サービスの提供に必要な設備等に対し保守、工事、障害の対策等の実施が必要なとき
- (2) 電気通信事業者が電気通信役務の提供を中止するとき
- (3) 甲や他の本サービスの利用者を含む第三者に起因して、本サービスの停止が必要な場合
- (4) その他乙が必要と認めたとき

2. 前項の定めに基づき、乙が本件サービスの全部又は一部を一時的に停止した場合において、当該一時停止の原因が解決又は終了したと乙が判断したときは、乙は、本件サービスの再開に必要な措置を直ちに講ずるものとします。

(不可抗力による本件サービスの停止)

第24条 天災地変その他の不可抗力により本件サービスの全部又は一部が停止した場合、乙は本件サービスの停止後遅滞なく甲に文書により通知するものとします。

2. 不可抗力による本サービスの全部又は一部の停止に関して、乙は甲に対し、本条に定める責任以外の一切の責任を負わないものとします。

(利用不能)

第25条 前二条に定める場合によらず、乙の責めに帰すべき事由により本件サービスの全部又は一部が停止し、甲が本件サービスを利用できない状態（以下、「利用不能」という。）が発生した場合、乙は甲に対し、直ちにその理由について通知するものとします。

2. 甲が前項の通知を受領したときから24時間以上その状態が連続したときに限り、乙は、利用不能となったサービス商品の利用不能が発生した日が属する月の本件サービス料金を当該利用不能が発生した月の甲の営業日数で割った金額（小数点以下の端数は切り上げるものとします。）に、利用不能となった時間を24で割り算出した利用不能日数（小数点以下の端数は切り上げるものとします。）を乗じて算出した金額を甲の翌月の本件サービス料金支払金額から減額するものとします。
3. 乙は甲に対し、利用不能に関し、本条に定める責任以外の一切の責任を負わないものとします。

(本件サービスの廃止)

第26条 乙が甲に対し、本件サービスの全部又は一部を廃止する日（以下「サービス廃止日」という。）の2ヵ月前までに本件サービスの全部又は一部を廃止する旨文書により通知した場合、乙は、第31条所定の最低利用期間内といえども、当該サービス廃止日をもって本件サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。

2. 前項に基づき、乙が本件サービスの全部又は一部を廃止した時点において、既に乙に対し支払われている本件サービス料金等がある場合には、乙は甲に対し、当該廃止する本件サービスについて提供しない日数に対応する本件サービス料金等を日割計算にて甲に返還するものとします。

(サーバデータの保存、管理及び削除)

第27条 乙は、本件サービスの提供期間中、サーバデータを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

2. 本規約終了後、乙は、本件サービスに係るすべてのサーバデータを削除することができるものとします。3. 本規約終了後において引き続き保存する必要があると甲が判断したサーバデータに関しては、甲は自らの責任で保存のために必要な一切の措置を講ずるものとし、乙は一切の責任を負わないものとします。なお、甲がこのサーバデータの保存に関する業務を乙に委託する場合には、甲は乙と協議の上、別途契約を締結するものとします。
4. 乙は、本規約の有効期間中であっても、甲に対し、事前に文書による通知をした上で、サーバデータを削除することができるものとします。ただし、本条第2項に基づきサーバデータを削除する場合には、事前に文書

による通知を要さないものとします。

(乙の責任範囲)

第28条 乙が本件サービスの用に供するハード、ソフト及び通信回線に関し、乙は、次の各号に定めるハード、ソフト及び通信回線が正常に稼働する責任のみを負担し、これ以外の責任は一切負担しないものとします。

- (1) サーバ
 - (2) サーバソフト
 - (3) サーバネットワーク
 - (4) 第22条第1項所定の防御措置を講ずるために用いたハード及びソフト
 - (5) 乙がインターネット等の外部のネットワークへ接続するために利用する回線
2. 乙は、サービス商品が当該サービス商品の本件サービス仕様書に記載されている機能を有することのみを保証し、これ以外の責任を負わないものとします。
3. サーバデータの全部又は一部が消失した場合において、その原因が次の各号のいずれかに該当するときは、乙はその一切の責任を負わないものとします。
- (1) 第三者が提供したサービスに起因して発生したとき
 - (2) 第三者の故意又は過失により発生したとき
 - (3) 電気通信事業者が電気通信役務の提供を中止したことにより発生したとき
 - (4) クライアント又はクライアントソフトに起因して発生したとき
 - (5) サーバで稼働する乙の製造に係らないソフトに起因して発生したとき
 - (6) 前条に基づきサーバデータを削除したとき
 - (7) 天災地変その他の不可抗力により発生したとき
 - (8) その他乙の責に帰すべからざる事由により発生したとき
4. 第22条第1項に定める防御措置により防御できない方法を用いて第三者がサーバに接続等を行ったことに起因して甲に損害が発生した場合、乙はその一切の責任を負わないものとします。
5. 第23条及び第24条に定める事由に起因して本件サービスの全部又は一部が停止した場合における乙の責任は、当該各条項に定める責任に限られるものとし、当該各条項に定める責任以外の一切の責任を負わないものとします。
6. 第26条の定めに基づき乙が本件サービスの全部又は一部を廃止した場合における乙の責任は、同条第2項に定める責任に限られるものとし、同条同項に定める責任以外の一切の責任を負わないものとします。
7. 乙は、前各項のほか、次の事項が満たされることに関し、何らの保証を行わないとともに、これらの事項が満たされなかったことにより甲に生じた損害に関し、賠償の責任を負わないものとします。
- (1) 本件サービスが甲の特定の目的・用途に適合すること
 - (2) アクセス回線を利用した通信が正常に行われること
 - (3) アクセス回線を通じて送受信されたデータが完全であること、正確であること、又は有効であること
 - (4) クライアント又はクライアントソフトが正常に稼働すること
 - (5) サーバがクライアントからの問い合わせ又は処理要求に対して、一定時間内に応答すること

(損害賠償)

第29条 本規約に関する乙の責に帰すべき事由により甲が損害を被った場合、甲は、乙に対し、当該損害の賠償を請求することができるものとします。

2. 前項の乙の損害賠償額の累計総額の上限は、債務不履行、契約不適合、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 当該損害の生じた原因が初期設定サービスにある場合当該損害の直接の原因となったサービス商品の初期設定サービス料金相当額。
- (2) 当該損害の生じた原因が本件サービスにある場合、当該損害の直接の原因となったサービス商品の当該

損害の生じた時点における本件サービス料金の1ヵ月分相当額。

3. 前二項の定めにかかわらず、通信回線の障害、甲における端末誤操作等その他乙の責めに帰することができない事由から生じた損害、乙が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、乙は、請求原因の如何にかかわらず、賠償責任を負わないものとします。

第5章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第30条 本規約の有効期間は、本規約締結日から本件サービスの提供が終了する日までとします。

(最低利用期間)

第31条 本件サービスの最低利用期間は、本件サービスが開始した日の属する月の翌月1日から起算して12ヵ月間とします。

2. 甲は、前項の最低利用期間内に本件サービスの全部又は一部を解約する場合は、当社が定める期限までに、解約日以降最低利用期間満了日までの残余の期間に対する本件サービス料金等相当額を一括して乙に支払うものとします。
3. 第1項の最低利用期間経過後は、甲又は乙は、別途乙が定める方法により、解約希望日1ヵ月前までに相手方に通知することにより、いつでも本件サービスの全部又は一部を解約できるものとします。

(過怠約款)

第32条 甲が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、乙は甲に対し、事前の催告を行うことなく、直ちに本規約の全部又は一部を解除し、本件サービスを停止することができるものとします。

- (1) 甲振り出しの手形又は小切手が不渡りになったとき。
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産手続開始、再生手続開始あるいは更生手続開始等の申立を受けたとき。
 - (3) 自ら破産手続開始、再生手続開始あるいは更生手続開始等の申立てをしたとき、又は清算に入ったとき。
 - (4) 支払を停止したとき。
 - (5) 監督官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき。
 - (6) 債務の履行猶予の申出を行い、あるいは債権者集会の招集準備、主要資産の処分の準備その他債務履行が困難と認められる事由が生じたとき。
 - (7) 本規約の申し込みにおいて虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
 - (8) 甲が本規約に違反し、乙から相当期間を定めて是正するよう催告を受けたにもかかわらず、当該期間後も是正されないとき。
 - (9) クレジットカード会社、立替代行業者等により甲の指定したクレジットカード又は支払口座の利用が停止させられたとき。
2. 甲が前項各号のいずれかに該当する場合、甲は乙に対する全債務（手形債務を含む。）について期限の利益を当然に喪失し、直ちにその債務を履行しなければならないものとします。また、乙が甲に対し、債権を有し一方で債務を負担している場合には、乙は当該債権と債務を対当額をもって相殺することができるものとします。
3. 第1項により乙が本規約を解除した場合、甲は乙に対し、第31条所定の最低利用期間から解除月までの期間を差し引いた残存月数に、解除月における1ヵ月あたりの本件サービス料金等乗じて得た金額を支払うものとします。

(反社会的勢力の排除)

第33条 甲及び乙は、現時点及び将来にわたって、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、又

は確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であること又は反社会的勢力であったこと。
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していること。
 - (3) 代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。
 - (4) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってする等反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図る等反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること。
 - (6) 反社会的勢力と密接に交際をする等社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (7) 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。
 - (8) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと。
 - (9) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為を行うこと。
2. 甲及び乙は、自己が本規約の履行のために用いる者（個人か法人かを問わず、数次の取引先等第三者を介して用いる者を含み、以下総称して「履行補助者」といいます。）が前項各号のいずれかに該当した場合、当該履行補助者との契約の解除その他の必要な措置を講じることを確約します。
 3. 甲又は乙が前2項の表明又は確約のいずれかに反した場合、相手方は通知その他の手続を要しないで、本規約を解除することができます。
 4. 前項の定めに基づき本規約が解除された場合、乙は、甲に対し、第31条所定の最低利用期間から解除月までの期間を差し引いた残存月数に、解除月における1ヵ月あたりの本件サービス料金等を乗じて得た金額の支払いを請求することができるものとします。

（規約終了時の措置）

- 第34条 本規約が終了した場合、乙は、すべてのサーバデータを削除するものとします。ただし、甲が、サーバデータの提供を希望する旨、書面により申し出た場合、乙は、甲に対し、サーバデータを提供するものとします。この場合、甲は、サーバデータの提供のために必要な作業等の費用を負担するものとします。また、サーバデータの提供方法は、乙所定の方法によるものとします。
2. 甲及び乙は、本規約終了後遅滞なく、サーバデータを除く秘密情報を提供当事者に返還するか又は自己の責任で破棄するものとします。
 3. 本規約終了時に未払いの本件サービス料金等又は初期費等の料金がある場合、甲は、直ちに当該料金を支払うものとします。

第6章 一般条項

（権利義務譲渡等の禁止）

- 第35条 甲は、本規約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、担保に供しもしくはその他の処分をし、又は債務の全部もしくは一部を第三者に履行させてはならないものとします。

（第三者への委託）

- 第36条 乙は、本規約の履行に必要な業務を第三者に委託することができるものとします。ただし、乙は、これにより、本規約上の甲に対する義務を免れることはできないものとします。

(知的財産権等)

第37条 乙の提供物、サーバソフト（いずれも複製物を含む。）に係る著作権、その他一切の知的財産権及び営業秘密（以下「知的財産権等」という。）は、乙もしくは乙に権利を許諾等した者（以下「原権利者」という。）に帰属します。

2. 前項の知的財産権等に基づき甲が発明、考案、著作を行った場合等、副次的成果（以下「副次的成果」という。）を生じた場合は、甲は、副次的成果の知的財産権等の帰属及び発明等に関わる知的財産権等の出願、登録等について乙と協議するものとします。
3. 甲は、乙の書面による事前の許諾なく、乙の提供物及びサーバソフト等の全部又は一部に対し、複製及び翻案、翻訳その他の改変を行ってはならないものとします。
4. 甲は、乙の提供物及びサーバソフト、クライアントソフト等に対し、乙又は原権利者の知的財産権等を侵害するような事態が発生したとき並びにそのおそれがあるときは、直ちに乙に書面により通知するものとします。

(第三者との紛争処理)

第38条 甲が第三者から、乙の製造に係るサーバソフトが当該第三者の著作権・ノウハウ等の知的財産権（ただし、特許権を除く。以下同じ。）を侵害している旨の請求を受けた場合、乙は当該請求から甲を防御するものとします。ただし、甲が当該請求の受領後遅滞なく乙に書面で通知したこと、及び当該請求の防御に関して乙に一切の決定権を与えたことを条件とします。

2. 前項の請求の結果、乙の製造に係るサーバソフトが第三者の知的財産権を侵害していると判断され、又は乙が侵害していると認めた場合には、甲が本件サービスを継続して利用できるようにするために、乙は必要な措置を講ずるものとします。
3. 前各項の場合を除き、本件サービスの利用に関して、甲と第三者との間において紛争が生じた場合は、甲の責任と負担において解決するものとし、乙は一切責任を負わないものとします。

(輸出等の措置)

第39条 甲は、日本国内において、本件サービスを利用するものとします。

2. 前項にかかわらず、甲は、本件サービスの全部もしくは一部を単独で又は他の製品と組み合わせもしくは他の製品の一部として、直接又は間接に、次の各号に該当する取扱いをする場合には、乙の書面による事前の同意を得るものとします。
 - (1) 輸出するとき
 - (2) 海外に持ち出すとき
 - (3) 非居住者に提供し、又は使用させるとき
3. 甲は、乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制並びに米国輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続きをとるものとします。また、前項の各号に定めるほか、「外国為替及び外国貿易法」又は外国の輸出関連法規に定めがある取扱いをする場合も同様とします。
4. 甲が、乙の承諾を受けて、第三者に、本件サービスを利用させる場合、甲は、当該第三者に対し、前各項の定めを遵守させるものとします。

(本規約の変更)

- 第40条 乙は、本規約（本件サービス仕様書を含みます。以下、本条において同じ。）を変更する場合、乙は、本規約の変更日の1ヵ月前までに甲に対し変更内容を通知するものとします。乙が当該通知を発送した日から1ヵ月以内に、甲が、乙に対し、当該通知に関して書面により異議の申出を行わない場合、乙は、甲が当該通知の内容に従い本規約を変更することを承諾したものとみなし、本規約の変更が成立するものとします。
2. 前項に基づく異議の申出が甲から乙に行われた場合、甲及び乙は対応策について誠意をもって協議するものとします。ただし、本規約の変更日までに対応策が決定しない場合、乙は、本規約を解約することができるものとします。
3. 前項ただし書きに基づき乙が本規約を解約する場合、甲は、全ての期限の利益を喪失し、その時点で未払いの第18条所定のサービス料金又は「初期設定サービス条項」第6条所定の初期費等がある場合には、直ちに支払うものとします。また、乙は、当該解約により甲に損害が発生したといえども、何ら、賠償の責めを負わないものとします。

(存続条項)

- 第41条 本規約の終了後も、第12条第2項、第13条第3項、第14条、第22条第2項、第24条第2項、第25条第3項、第27条第2項及び第3項、第28条、第29条、第33条、第34条、第37条、第38条、第39条、第40条第3項及び第43条並びに「初期設定サービス条項」第2条第2項の定めは、有効に存続するものとします。

(法令等の遵守)

- 第42条 甲及び乙は、本規約の履行に関し、法令等の定めを遵守するものとします。

(管轄裁判所)

- 第43条 本規約に関する一切の紛争については、乙の本店所在地を管轄する裁判所のみを専属的管轄裁判所として処理するものとします。

(協 議)

- 第44条 本規約の履行について疑義を生じた場合及び本規約に定めのない事項については、甲乙双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

初期設定サービス条項

(初期設定サービスの範囲)

- 第1条 乙は初期設定サービスを、初期設定サービスに係る本件サービス仕様書の定めに従い、甲に提供します。

(初期設定サービスの責任の範囲)

- 第2条 初期設定サービスの遂行に係る乙の責任は、善良なる管理者の注意をもって初期設定サービスを遂行することに限られるものとします。

2. 甲は、初期設定サービスの遂行により得られる成果に対して初期設定サービス料金を支払うものではなく、初期設定サービスの対象となるシステム、甲の業務などの完成、稼動などの成果について、乙は責任を負わないものとします。

(初期設定サービスの納期)

第3条 初期設定サービスの納期は、乙所定の利用申込書に定めるとおりとします。

(適用確認及びその他のテスト)

第4条 甲は、初期設定サービスによって設定された所定のサービス商品が、正常に稼動することを検証するため適用確認及びその他必要なテストを実施し、乙はこれに協力するものとします。

(初期設定サービスの完了確認)

第5条 乙は、甲に対して、初期設定サービスによって設定された契約条項第13条所定のID等を交付するものとします。

2. 甲は、前項のID等の受領後10日以内に、当該ID等が利用可能であることを確認するものとします。乙が、甲に対して、当該ID等を交付してから10日以内に、甲から書面による異議の申し出がない限り、当該期間の満了時に、甲による当該ID等の確認は完了したものとします。

(初期設定サービス料金)

第6条 甲は、乙に対し、初期設定サービスの対価として、所定の初期費に消費税及び地方消費税を加えた金額（以下「初期費等」という。）を支払うものとします。

2. 乙は、甲に対し、初期費等をサービス開始日の当該月末日までに、請求するものとします。 3.

甲は、乙に対し、乙所定の利用申込書に定める方法により、初期費等を支払うものとします。

4. 甲が、乙に対し、所定の期日までに初期費等を支払わなかった場合は、乙は甲から、支払遅延日数に応じて年利14.6%の割合で延滞金を申し受けることができるものとします。
5. 理由の如何にかかわらず、乙は、甲に対し、甲が乙に支払った初期費等に関し一切の払い戻しを行いません。

以 上